

2023年4月

お客さま各位

尾西信用金庫

## デビットカード取引規定の改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、J-Debitにおける公的機関の間接加盟方式について、公金納付に係る規定が変更されることに伴い、デビットカード取引規定を改定致します。

尚、改定後の新规定は、改定以前よりお取引をいただいているお客様にも適用させていただくことと致します。

当金庫では、今後もお客様の利便性向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

### 記

1. 改定日

2023年4月1日（土）

2. 改定箇所

デビットカード取引規定  
第3章 公金納付

3. 改定内容

別紙の通り、条項を変更及び改定致します。

\*変更及び追加箇所に下線を明示しております。

以上

### <本件に関する問い合わせ>

尾西信用金庫 業務推進部 フリーダイヤル 0120-102-305 【受付時間 平日 9:00~17:30】
---

## デビットカード取引規定 新旧対照表

新	旧
デビットカード取引規定	デビットカード取引規定
第1章 省略	第1章 省略
第2章 省略	第2章 省略
第3章 公金納付	第3章 公金納付
1. (適用範囲)	1. (適用範囲)
<p><u>利用者が、次の各号のうちいずれかの者（以下「公的加盟機関」といいます。）</u>  <u>に対して、機構所定の公的加盟機関規約（以下本章において「規約」といいます。）</u>  <u>に定める公的加盟機関に対する公的債務（以下「公的債務」といいます。）の支払い</u>  <u>を行うために、カードを提示した場合は、第1号においては規約所定の加盟機関銀行が、</u>  <u>第2号においては規約所定の決済代行機関が当該公的債務を支払うものとし</u>  <u>ます。この場合、利用者は、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額（第2号におい</u>  <u>ては加盟機関銀行が決済代行機関に対し負担する補償債務に係る費用相当額）を</u>  <u>支払う債務（以下「補償債務」といいます。）を負担するものとし、当該補償債務を</u>  <u>預金口座から預金の引落し（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを</u>  <u>含みます。）によって支払う取引（以下本章において「デビットカード取引」といいます。）</u>  <u>については、この章の規定により取扱います。</u></p> <p><u>(1) 規約を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員であ</u>  <u>る一又は複数の金融機関（以下本章において「加盟機関銀行」といいます。）</u></p>	<p>機構所定の公的加盟機関規約（以下本章において「規約」といいます。）<u>を承認のう</u>  <u>え、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員である一又は複数の金融機</u>  <u>関（以下本章において「加盟機関銀行」といいます。）と規約所定の公的加盟機関契約</u>  <u>を締結した法人（以下「公的加盟機関」といいます。）に対して、規約に（削除）定める</u>  <u>公的加盟機関に対する公的債務（以下「公的債務」といいます。）の支払いのために、</u>  <u>カードを提示した場合は、規約に定める加盟機関銀行が当該公的債務を支払うもの</u>  <u>とします。この場合に、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額を支払う債務（以下</u>  <u>「補償債務」といいます。）を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の</u>  <u>引落し（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支</u>  <u>払う取引（以下本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章</u>  <u>の規定により取扱います。但し、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当金庫の</u>  <u>カードが公的加盟機関で利用できない場合があります。（削除）</u></p>

新	旧
<p>と規約所定の公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他機構所定の機関。但し、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当金庫のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。</p> <p><u>(2) 規約を承認のうえ、規約所定の決済代行機関と規約所定の間接公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他機構所定の機関。但し、規約所定の当該間接公的加盟機関契約の定めに基づき、当金庫のカードを、間接公的加盟機関で利用することができない場合があります。</u></p> <p>2. (準用規定等)</p> <p>(1) カードをデビットカード取引に利用することについては、第1章の2.ないし5.を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「<u>直接加盟店</u>」を「<u>決済代行機関</u>」と、「<u>加盟店銀行</u>」を「<u>加盟機関銀行</u>」と、「<u>売買取引債務</u>」を「<u>補償債務</u>」と読み替えるものとします。</p> <p>(2) 前項にかかわらず、第1章第2条第3項第3号は、本章のデビットカード取引には適用されないものとします。</p> <p>(3) 前二項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカード取引による支払いを認めていない公的債務である場合には、デビットカード取引を行うことはできません。</p> <p>第4章 省略</p>	<p>2. (準用規定等)</p> <p>(1) カードをデビットカード取引に利用することについては、第1章の2.ないし5.を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「<u>売買取引債務</u>」を「<u>補償債務</u>」と読み替えるものとします。</p> <p>(2) 前項にかかわらず、第1章第2条第3項第3号は、本章のデビットカード取引には適用されないものとします。</p> <p>(3) 前二項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカード取引による支払いを認めていない公的債務である場合には、デビットカード取引を行うことはできません。</p> <p>第4章 省略</p>

以 上